

現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置について

令和3年4月1日
宮城県出納局契約課

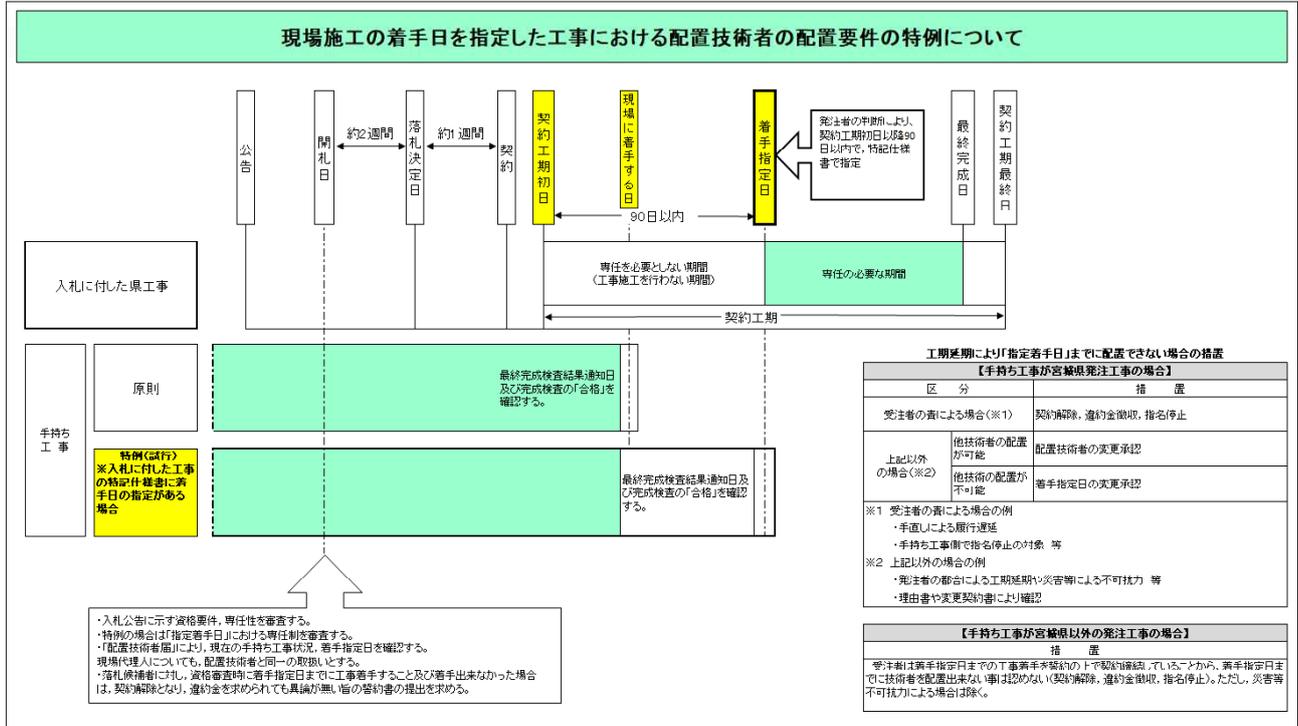
1 概要

当該工事が下記の条件を満たす場合の配置技術者（監理技術者及び主任技術者）は、手持ち工事が宮城県、宮城県以外に関わらず着手指定日において配置要件の特例の適用を受けることができることとします。

記

入札に付した工事の特記仕様書に「着手指定日」の記載があること。
(下の特記仕様書の記載例を参照のこと。)

別紙参照



特記仕様書

施工条件明示書

工事番号	0	工事名	0	事務所名	0
項目	条件	内容		施工方法	備考
1 共通仕様書の適用		本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。			
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置					
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」	◎	契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)			
(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)	○	契約工期初日以降、○○日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1-1~4によること。			
(3) 上記以外	○	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手			
上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keivaku/kk50.html					

2 着手指定日までに技術者を配置できない場合の措置について

1) 工事請負者は、宮城県発注工事(手持ち工事)の工期延期が明らかになった場合は、「承認願(理由書)」(附属様式1)を速やかに提出することとします。

●発注者の都合による場合

- ア) 他の技術者の配置が可能なとき … 配置技術者の変更承認
- イ) 他の技術者の配置が不可能なとき … 着手指定日の変更承認

2) 工事請負者の都合により、宮城県、宮城県以外の発注工事(手持ち工事)に関わらず工期延期が明らかになった場合、着手指定日の変更及び他の技術者を配置することを認めない。この場合、工事請負契約書第4条第1項第3号の規定に基づく契約解除(違約金)も含めて必要な措置を講じる。ただし、災害等不可抗力による場合を除く。

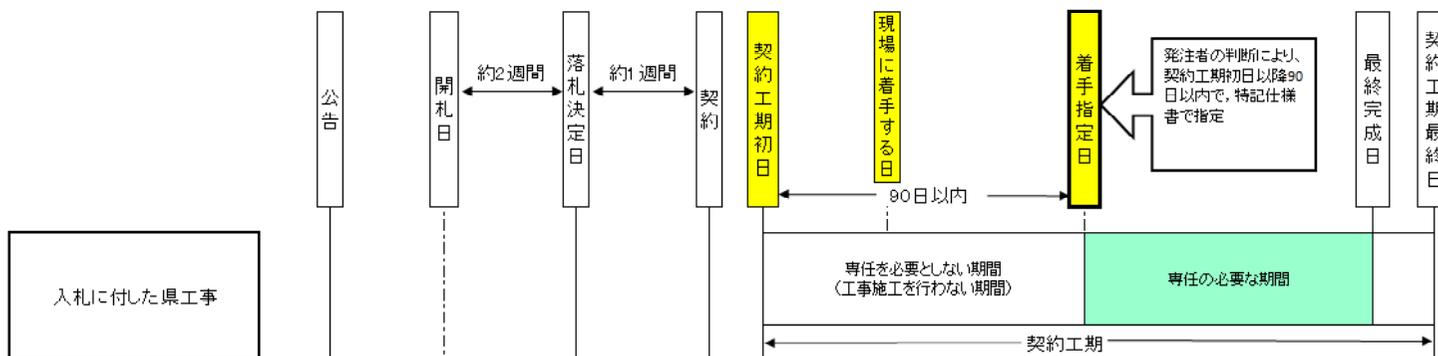
3 その他

手持ち工事が宮城県、宮城県以外に関わらず落札候補者に対し、資格審査時に誓約書(附属様式2)の提出を求める。

4 適用

令和3年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事に適用する。

現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について

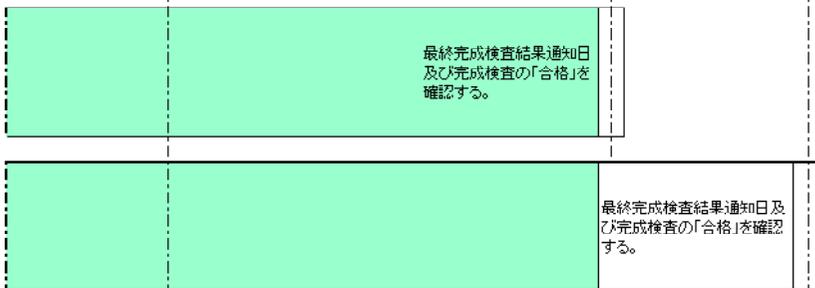


入札に付した県工事

手持ち工事

原則

特例(試行)
※入札に付した工事の特記仕様書に着手日の指定がある場合



- ・入札公告に示す資格要件、専任性を審査する。
- ・特例の場合「指定着手日」における専任制を審査する。
- ・「配置技術者届」により、現在の手持ち工事状況、着手指定日を確認する。
- 現場代理人についても、配置技術者と同一の取扱いとする。
- ・落札候補者に対し、資格審査時に着手指定日までに工事着手すること及び着手出来なかった場合は、契約解除となり、違約金を求められても異論が無い旨の誓約書の提出を求める。

工期延期により「指定着手日」までに配置できない場合の措置

【手持ち工事が宮城県発注工事の場合】

区分	措置	
受注者の責による場合(※1)	契約解除、違約金徴収、指名停止	
上記以外の場合(※2)	他技術者の配置が可能	配置技術者の変更承認
	他技術者の配置が不可能	着手指定日の変更承認

※1 受注者の責による場合の例
・手直しによる履行遅延
・手持ち工事側で指名停止の対象等

※2 上記以外の場合の例
・発注者の都合による工期延期や災害等による不可抗力等
・理出書や変更契約書により確認

【手持ち工事が宮城県以外の発注工事の場合】

措置

受注者は着手指定日までの工事着手を誓約の上で契約締結していることから、着手指定日までに技術者を配置出来ない事は認めない(契約解除、違約金徴収、指名停止)。ただし、災害等不可抗力による場合は除く。

(附属様式1)

承認願（理由書）

令和 年 月 日

宮城県知事（又は地方公所長） 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印

当社は、下記の理由により、着手指定日に当初予定の配置技術者を配置できなくなりましたので、関係資料を添えて提出します。
つきましては、他の配置技術者の配置が（ できます ・ できません ）ので、（ 配置技術者 ・ 着手指定日 ）の変更を承認願います。

記

工 事 番 号	
工 事 名	
着 手 指 定 日	
配置できない理由	<input type="checkbox"/> 現在の手持ち工事が、工事内容に変更があり工期延期になったため。 <input type="checkbox"/> その他（具体的内容を下欄に記載）
添付書類	<input type="checkbox"/> 契約書の写し <input type="checkbox"/> 変更に関する協議書等
配置技術者の変更	※他の技術者を配置できる場合 【変更前】 氏名 資格の名称 番号 号 資格の名称 番号 号 【変更後】 氏名 資格の名称 番号 号 資格の名称 番号 号
※1 着手指定日の変更希望	※他の技術者を配置できない場合 令和 年 月 日

承認 ・ 不承認 通知書

令和 年 月 日

(受注者)

殿

(発注者) 印

上記工事について、承認願のとおり（ 承認 ・ 不承認 ） します。
（なお、不承認とした理由は、別添のとおりです。）

※1 着手指定日の変更希望欄は、手持ち工事が宮城県発注工事の場合で、発注者の都合により、当初配置予定の技術者が配置できなくなり、かつ、他の技術者を配置できない場合に使用する。
※2 本書は、契約事務担当者へ提出すること。

(附属様式2)

誓約書

令和 年 月 日

宮城県知事（又は地方公所長） 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

今般、下記建設工事の配置技術者を届け出るに当たり、着手指定日において、専任で配置されている他の工事はないこと並びに本工事が専任配置を求めている場合は本工事に専任で配置することを誓約します。

なお、配置技術者の配置が出来なかった場合、工事請負契約書第47条の規定に基づく契約解除（違約金）及び宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領による措置を受けても異議ありません。

以上のとおり誓約します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名